

中国会計・税務実務ニュースレター

今回のテーマ： 本支店間取引における増値税の取扱い

中国子会社が同国の他地域に分公司（支店）を設立する場合、本支店間取引における増値税の取扱いについて事例をもって解説します。

1. 中国増値税の概要

増 値 税	
納税義務者	中国国内で物品の販売・輸出入または加工、修理、補修役務を提供する団体と個人
税額計算	売上に係る増値税額-仕入に係る増値税額

2. 本支店間取引による増値税の取り扱い

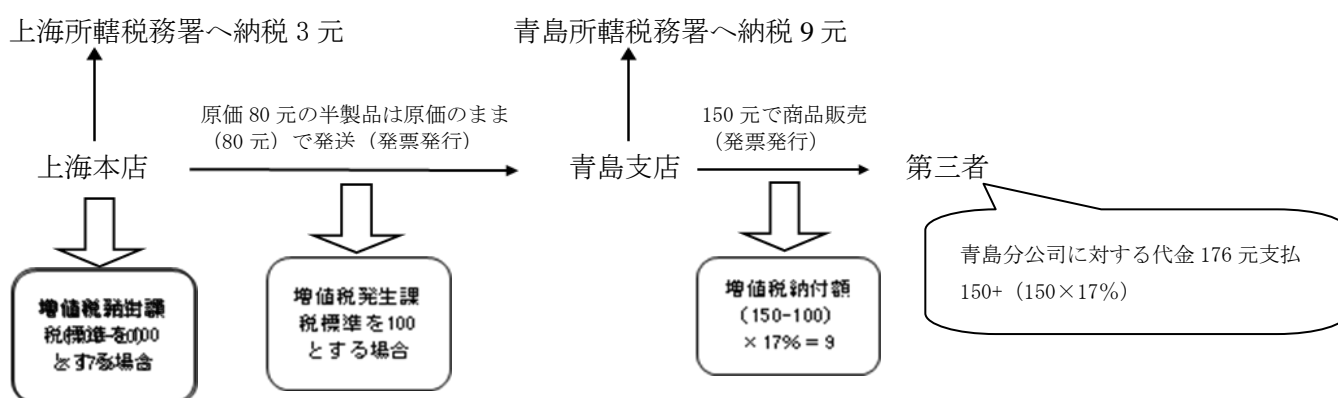
中国企業は中国に2カ所以上の拠点を（同一県または市にある拠点を除く）を有する場合、拠点(本支店)間で販売用の商品を移送した場合、移送する拠点が商品を販売したものとみなされ、増値税が課税されます。

また、当該本支店間取引価額が合理的ではない場合は増値税法上、当月または直近の同類商品の平均売価あるいは売上原価に10%の利益率を加算した額が増値税課税標準とされることになります。

では、次の事例で確認します。

【設例】

前提：上海A社(本店)は原価80元の半製品を青島の支店に発送し、青島支店にて加工したうえで、第三者に150円で販売しました。上海A社は本支店取引に関する内部取引価額を設定しないものとします。



注1：増値税率は17%です。

注2：上海本店は青島支店宛てに増値税専用インボイス（發票）を発行する必要があります。

注3：当月同類物品の平均売価を100元とします。

注4：小数点以下は四捨五入とします。



Grant Thornton

An instinct for growth™

上記事例のように、上海 A 社の納付増値税金額は次のようになります：

		支店に対する販売	第三者に対する販売	備 考
上 海 本 店	仮受増値税 仮払増値税 納付増値税	$100 \times 17\% = 17$ $80 \times 17\% = 14$ $17 - 14 = 3$		本支店会計で 上海支店仮受増値税 17 と
青 島 支 店	仮受増値税 仮払増値税 納付増値税		$150 \times 17\% = 26$ $100 \times 17\% = 17$ $26 - 17 = 9$	青島支店仮払増値税 17 を相殺する。
納付増値税合計		3	9	$3 + 9 = 12$

上記のように、上海本店および青島支店にて、それぞれ増加した価値に対応する増値税分を納付することになりますが、本支店会計によって全体の納付増値税額は支店がない場合と同様となります。

お見逃しなく！

中国の増値税は地方税であり、税収が省(市)に入ります。上記のように、本支店間取引価額によって、納付増値税の合計は変わりませんが、各省(市)の税収に影響を与えます。よって、各地方税務局は本支店間取引価額が合理的に設定されているかどうかを調査することが多いです。